

「独占禁止法に関する相談事例集（平成２３年度）」の公表について

平成２４年７月４日

公正取引委員会

公正取引委員会では、事業者又は事業者団体がこれから行おうとする具体的な行為に係る独占禁止法上の問題の有無等について相談を受け付け、回答しており、併せて独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、寄せられた相談のうち他の事業者等にも参考になると思われる事案について、その概要を事例集にまとめ公表してきています。

このたび、平成２３年度中に当委員会に寄せられた相談を基に事例集を作成し、本日、公表しました。

今回掲載した事例の中で、特徴的な内容のものとしては、次のものが挙げられます。

１ メーカーによる通信販売の禁止・対面での販売の義務付け

メーカーが、自社製品について、通信販売を禁止することや対面での販売を義務付けることは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例と独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例を掲載しています。

（１）医療機器メーカーによる通信販売の禁止

医療機器メーカーが、取引先事業者に対し、当該メーカーの医療機器のうち、通信販売では行うことのできない調整を行った上で販売することが不可欠なものについて、通信販売を禁止することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

（２）医薬品メーカーによる対面での販売の義務付け

医薬品メーカーが、自社製品について、取引先事業者に対し、積極的な商品説明等を対面で行うよう義務付けることは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部相談指導室

電話 ０３－３５８１－５４８１（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

2 東日本大震災に伴う対応

平成23年度は、事業者団体等から東日本大震災に伴う対応についての様々な相談が寄せられており、そのうち、例えば次のような事例を掲載しています。

(1) 最低販売数量の割当て

住宅設備メーカーを会員とする団体が、仮設住宅向けの住宅設備の供給不足を回避するため、会員に対し、仮設住宅向け住宅設備の最低販売数量を割り当てることは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

(2) 夏期節電に伴う構成事業者の営業時間短縮の取決め

小売業者を会員とする団体が、地域で一斉に全会員が休業する日や営業を中断する時間を定めること及び夜間営業を行わないことを決めることは、独占禁止法上問題となるおそれがあるが、政府から示された電力のピーク時である平日の昼間に輪番で営業を中断することについて調整を行うことは、原則として独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

<参考> 内容別相談件数（企業結合関係を除く。）

内 容	相談件数	
	平成22年度	平成23年度
事業者の活動に関する相談	2, 033	1, 884
流通・取引に関する相談	(1, 712)	(1, 527)
技術取引に関する相談	(50)	(42)
共同研究開発に関する相談	(18)	(23)
共同行為に関する相談	(90)	(134)
その他	(163)	(158)
事業者団体の活動に関する相談	298	300
合 計	2, 331	2, 184